

① どんな改正？

民法の相続関係（相続法）の見直しが検討されています。現在2回目のパブリックコメント（パブコメ）が締め切られ、10月17日から議論が再開されます。今年末から来年初めに要綱案がとりまとめられる見込みです。

② 影響は？

パブコメの対象外となった見直し案（配偶者の居住権創設など）については、内容がほぼ確定したとみてよいでしょう。議論はいよいよ大詰めを迎えたといえます。

検討の状況と追加試案の概要

民法の相続関係（相続法）の見直しについては、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会で議論が重ねられてきた。昨年6月に

実施された1回目のパブコメ（中間試案）の後、2回目のパブコメが実施され、すでに終了している（8月1日～9月22日）。

この2回目のパブコメでは、見直し案の一部（追加試案）についてコメントが求められた。具体的には「遺産分割等に関する見直し」および「遺留分制度に関する見直し」について、コメントが求められていた。

これ以外の見直しについてはコメントの対象になっておらず、ほぼ内容が確定したとみてよい（後述）。

なお、中間試案の段階での見直し案の内容については、拙稿「相続法はどう変わる？」（本誌2016年12月号・2017年1月号）で解説している。

2 遺産分割などに関する見直し

① 配偶者保護のための方策

配偶者保護のための方策として、中間試案では配偶者の法定相続分

から20年以上経つ夫婦（事実婚は含まれない）について、その一方が他方に居住用の家・土地を贈与した場合、遺産分割において、その贈与された家や土地は、原則として遺産に持ち戻す必要がなくなる（計算の対象外になる）ことが提案されている。

つまり、現行では「原則として計算の対象」とされているものを、逆に「原則として計算の対象外」とすることを提案するものとなっている。

なお、これは常に計算の対象外にするという案ではなく、「被相続人が、『持ち戻す必要はない』という意思表示をしたものと『推定する』というものである。したがって、被相続人が遺言で「持ち戻す必要がある」という意思表示をした場合などは、現行の原則どおり、遺産に持ち戻して計算することになる。

② 仮払い制度等の創設・要件明確化

昨年、最高裁が「預貯金も遺産

分割の対象となる」と判断したことにより、遺産分割前の預貯金の払戻しは認められなくなった。従来、葬儀費用や相続人の生活費などの緊急の必要がある場合には、遺産分割前でも例外的に払戻しを認める金融機関もあったが、それがほぼ不可能になった。

しかし、葬儀費用などのための払戻しの需要は依然として存在するため、追加試案では、遺産分割前の預貯金について仮に払い戻すための制度を設けることを提案している。

具体的な払戻しの方法としては、「家庭裁判所の手続き（保全処分）を利用する案」と「家庭裁判所の手続き外での払戻しを認める案」の2つの案が提案されている。

払戻しの上限金額については、前者の案では特に定められていない（裁判所が適切な金額を判断する）。後者の案では「相続開始時の預貯金額（口座基準）×20%×法定相続分」かつ、「金融機関ごとに100万円」が上限とされ

を引き上げることが提案されていたが、パブコメで反対多数のため撤回された。その代わりに提案されているのが、「特別受益の持戻し免除の意思表示の推定」である。現行の民法では、相続人（相続する人）の中に被相続人（相続される人）から遺贈（遺言による贈与）や生前贈与などの特別な利益（特別受益）を得た者がいる場合、相続人間の公平を図るために、原則として遺産分割の計算の際にその利益相当額をいったん遺産に持ち戻して、各相続人の取り分を計算する仕組みになっている（特別受益の持戻し）。

配偶者が同居していた家・土地などを遺贈された場合には、その評価額相当分について配偶者自身の取り分としてカウントされる。すると、配偶者は現金や預金など他の遺産の取り分が少なくなる結果、生活資金に充てるために家を手放さざるを得なくなるといったことも考えられる。

そこで追加試案では、結婚して

ている。

この2つの案は両方とも採用される可能性があり、両方の案が通った場合には、まず裁判所外で上限の100万円までの払戻しを受け、不足する場合は裁判所での手続きの中で足りない金額の払戻しを求める、といった利用方法もで

シンクタンク研究員による読み解き！最新制度

Vol.32

相続法見直しの最新動向

——2回目のパブリックコメントが終了、議論が大詰めへ

きることになる。

③ 一部分割

一部分割とは、遺産分割の際に一部の遺産のみを先だつて分割する分割方法である。

例えば、遺産の中に現金や預金（遺産の評価が不要かつ可分であるため分割しやすく、流動性も高い財産）と、不動産（遺産の評価が必要で流動性も比較的低い財産）がある場合に、とりあえず現金や預金を先に分割しておくという場合に利用される。

この一部分割は実務上認められてきたものの、現行の民法では規定が設けられていなかった。追加試案では、共同相続人間での協議による遺産分割において、原則として一部分割ができることを明文化することとしている。

また、協議が成立しなかった場合、家庭裁判所で遺産分割の手続きをすることになる（遺産分割の調停または審判）。追加試案では、共同相続人の利益を害する場合を除いて、相続人は家庭裁判所に一

相続開始後の共同相続人による財産処分

【遺産分割案】

処分された遺産が遺産分割時に遺産としてなお存在するものとみなして、遺産分割の対象財産に含めて計算する案。

【償金請求案】

他の相続人が遺産を処分した相続人に対して、その処分がなかったと仮定した場合との取り分の差額を、賠償金として請求できる案。

（出所）追加試案をもとに大和総研作成

部分割の請求ができることとして
いる。

④相続開始後の共同相続人による 財産処分

相続開始後、遺産分割が終了するまでの間に、共同相続人の一人が遺産の全部または一部を処分した場合、現行の実務では、その処分された遺産については「遺産分割の対象外」とする取扱いがされてきた。

この取扱いでは、遺産の処分がなかった場合と比べて、処分をした相続人の実際の取り分が多くなるという不公平な結果が生じることもある。その不公平な結果に対処する方法として、追加試案では「遺産分割案」と「償金請求案」の2つの案が提案されている(図表)。

3 遺留分制度に関する 見直し

「遺留分制度」とは、遺贈(遺言による贈与)や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された

場合などでも、法定相続人のうち特に被相続人との血縁が近い者(遺留分権利者)について、特別に最低限の財産の取り分(遺留分)を認める制度である。

遺留分権利者は、自分の遺留分を侵害している遺贈や生前贈与を受け取った者に対して、「遺留分減殺請求」をして、遺留分を取り戻すことができる。

遺留分減殺請求をすると、現行の民法では、遺留分を侵害している遺贈などは、その侵害額の限度で効力を失う。そして、遺贈された財産は、原則、遺留分権利者と遺贈などを受けた者とが共有することになる。つまり、遺贈された財産(の一部)そのものを、遺留分権利者に「現物返還」する効果が生じることになる。

しかし、このように遺産をめぐって利害が対立する者の間で共有関係が生じると、その関係を解消する段階(例えば、共有している財産を売却してお金に換えるなど)でも新たな紛争が生じること

がある。

そこで追加試案では、現物返還の代わりに、原則として遺留分侵害額相当額の金銭を支払うよう、遺贈などを受けた者に対して請求することができるとした。

ただし例外的に、一定の期間、遺贈などを受けた者に選択権を与え、金銭の支払いに代えて遺贈などを受けた者が指定する財産(指定財産)を遺留分権利者に与えることができるとしている。

つまり、遺留分減殺請求の効力について、現行では「原則として現物返還」とされているものを、「原則として金銭賠償」とするところが提案されている。

4 追加試案以外の 見直し案

追加試案以外の見直し案については、パブリック公表前の部会の時

点の内容でほぼ固まったとみてよいだろう。

具体的には、次のような改正案が挙げられている。

①居住用の不動産について、配偶者の短期・長期居住権を創設すること

②自筆証書遺言の遺産目録などについて自書を不要とすること

③自筆証書遺言(原本)を法務局に保管する制度を創設すること

④遺言執行者の個別権限(預貯金の払戻しや預金契約の解約を申し入れる権限など)について、明文の規定を設けること

⑤遺留分減殺の対象となる相続人に対する贈与について、相続開始前10年間のものに限定すること

⑥相続人以外の者が被相続人の財産形成に貢献した場合、相続人に対して金銭の支払いを請求できること



小林 章子 ● こはやし・あきこ

大和総研研究員 弁護士

金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務)(いずれも共著 大和証券刊)。